

## 「打上げ・国」概念の適用

第 59 会期 国際連合総会決議 59/115 号

採択 2004 年 12 月 10 日

総会は、

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約、及び・宇宙空間に打ち上げ・られた物体の登録に関する条約を想起し、

宇宙損害責任条約及び・宇宙物体登録条約において用いられる「打上げ・国」という語か・宇宙法において重要て・あり、打上げ・国は宇宙物体登録条約基づ・き宇宙物体 の登録を行い、また、宇宙損害責任条約か・宇宙物体により引き起こされる損害についての責任を負い、賠償を行うへ・き国を特定することに留意し、

宇宙空間平和利用委員会第 42 会期及び・法律小委員会第 41 会期の報告書の、特に法律小委員会の報告書の付属文書となる、ワーキング・ク・ルーフ・「『打上げ・国』 概念の検討」における検討課題の結論に留意し、

ワーキング・ク・ルーフ・の結論或いは現行決議か・、登録条約又は宇宙損害責任条約に対し、何ら権威的な解釈を与え、改正を提案するものて・はないことに留意し、

更に、宇宙損害責任条約及び・宇宙物体登録条約の発効以来、宇宙活動における変化か・、新規技術の継続的発展を含み、宇宙活動を実施する国及び・宇宙空間の平 和利用における国際協力の増加、並ひ・に、政府機関と非政府団体の共同による宇宙活動や、一又は複数国の非政府団体による連携等を含む非政府団体による宇宙活動の増加をもたらすことに留意し、

宇宙空間にかかる国連条約、特に、宇宙損害責任条約及び・宇宙物体登録条約の遵守と適用を促進することを希望し、

以下について勧告する。

- 1 宇宙活動を行う国か・、宇宙空間にかかる国連条約、特に、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び・利用における国家活動を律する原則に関する条約、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約、宇宙空間に打ち上げ・られた物体の登録に関する条約その他関連する国際約束の下で・の国際的責務を満たすため、管轄下の非政府団体による宇宙活動に対する許可及び・継続的監督を行うための国内法の制定と実施について考慮すること、
- 2 また、締約国か・、共同打上げ・や協力フ・ロク・ラムに関して、宇宙損害責任条約に従った協定の締結について考慮すること、
- 3 さらに、宇宙空間平和利用委員会か・、締約国に対し、宇宙物体の所有権の軌道上移転に係る自国の実行について、任意で・の情報提供を要請すること、
- 4 締約国か・、提供された情報に基づき、自国の実行か・、国内立法か・国際法との一貫性を増すため適切に調和することの可能性について考慮すること、
- 5 宇宙空間平和利用委員会に対し、事務局の機能とリソースを用いて、締約国に対し、その要請に応じて、関連条約に則った国内宇宙法の発展に関する情報と支援を提供し続けることを要請する。